

令和2年3月1日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## 向精神薬による薬害被害者の支援及び救済を求める

### 請願書

請願団体 向精神薬による薬害を考える会

請願人住所

請願者氏名 印

紹介議員 印

### 請願項目と請願の理由

#### ①向精神薬を処方する際、患者や家族が安心納得できるようインフォームドコンセントを徹底して下さい(医療者・患者共に納得して同意の上で投薬・服薬)

向精神薬は脳や神経系に直接作用します。薬の処方時には服薬の必要性だけでなく、リスク(副作用や後の離脱症状)に関して詳しく丁寧な説明が必要です。十分な説明や知識が得られないことには医療機関との信頼関係も築くことができません。未成年の患者や自身の病状や治療に関して理解が難しい患者の場合は、親権者や家族の同意を得る必要があります。

#### ②多剤大量処方問題や離脱症状及び後遺症に関する医療者向け教育を充実させて下さい

##### a)多剤大量処方

世界各国のガイドラインでは向精神薬の単剤処方が推奨されています。国内でも既に処方規制が始まっていますが、それでもまだ多剤大量処方ならより効果が高いとの認識は改まっていません。医薬品添付文書の副作用説明は、単剤のみの情報が記されています。多剤大量処方ですと、重篤な副作用等があってもどの薬が原因なのか急ぎ追跡精査することが不可能です。また多剤大量処方が誘因で、薬の飲み間違いだけでなく過剰摂取事故も続いています。

##### b)離脱症状・副作用

多くの患者が向精神薬の副作用や離脱症状(減薬や断薬の際に現れる様々の症状)を発症し、人によっては長年にわたり耐え難い痛みや不快感、不随意運動等に苦しんでいます。医師に離脱症状や副作用の知識が足りないと、気のせいだと症状を軽視し、もしくは元の病気の悪化や他の新たな病状と捉えるケースが非常に多く、更なる投薬に繋がります。

### **c)後遺症**

何年も続く副作用や離脱症状だけでなく、結果として体の機能に障害(後遺症)として残る人もいます。

### **d)救済制度の現状**

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(略称PMDA)による重篤副作用及び後遺症の救済制度があります。しかし手続きが煩雑で、何年前の初診当時の病院(医師)をたどる必要があります。離脱症状の場合は原則対象外とされていますし、現在ごく一部の患者しか補償金の受給を認められていません。また副作用・離脱症状・後遺症等に知識があり適切な治療や副作用後遺症認定を行える医師は僅少です。

a、b、c、d 4項目について、医療者向け教育や啓発活動を充実させてください。

## **③各都道府県に一つ以上、向精神薬による副作用及び後遺症被害を受けた方たちの相談窓口を作り、薬害手帳を交付して下さい**

精神科(心療内科)治療が終了とみなされると、自立支援医療費助成等の補助も終了します。しかし、長期間の副作用・離脱症状・後遺症のために社会復帰・就労もままならず、生活が逼迫している人も多くいます。治らないから仕方がないと医師や病院に見放されて医療難民化するだけでなく、診断書が取れないために行政福祉サービス(障害者福祉手帳交付や公的ヘルパー等の援助)も受けられないまま孤立している人もいます。行政(少なくとも都道府県)単位で窓口を作ることで、副作用等被害者の人数や症状、薬剤との因果関係、生活状況等の把握も可能となります。そして、被害を受けたと認定された人々には速やかに薬害手帳を交付して下さい。

## **④医師の指示により鍼灸治療に療養費を給付(公的医療保険を適用)する制度を作して下さい**

離脱症状や後遺症の緩和方法の一つとして鍼灸治療が有効との報告があります。鍼灸は国内では千年以上の長い歴史があり、鍼灸師は国家資格でありながら、未だ補完代替医療の領域です。副作用や離脱症状・後遺症の緩和のために精神科医師が指示した鍼灸の治療費を療養費給付対象とすることで、経済的にも安心して治療を受けることができます。

## **⑤薬害基金を設置し、救済金の支給制度を早急につけて下さい**

現在まで多くの患者の訴えを取り上げることなく不適切な処方をも漫然と繰り返してきた医師・医学会および危険を認識しながらも製造と販売を拡大してきた製薬会社に対して、被害者救済のための基金設立を義務化し、金銭的補償救済を行う制度を作して下さい。

以上の理由により、私たちは下記の請願を致します。

# 請願項目

- ①向精神薬を処方する際、患者や家族が安心納得できるようにインフォームドコンセントを徹底して下さい(医療者・患者共に納得して同意の上で投薬・服薬)
- ②多剤大量処方問題や副作用・離脱症状及び後遺症に関する医療者向け教育を充実させて下さい
- ③各都道府県に一つ以上、向精神薬による副作用及び後遺症被害を受けた方たちの相談窓口を作り、薬害手帳を交付して下さい
- ④医師の指示により鍼灸治療に療養費を給付(公的医療保険を適用)する制度を作して下さい
- ⑤薬害基金を設置し、救済金の支給制度を早急につけて下さい

住 所	氏 名
都道 府県	
都道 府県	
都道 府県	
都道 府県	
都道 府県	
都道 府県	
都道 府県	
都道 府県	

※個人情報適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

<注意事項>コピーや FAX は無効となります。黒のボールペンでお書きください。住所は番地まですべてご記入ください。同一家族等の住所や姓の省略、(同)(〃)は不可です。年齢制限はありませんが、日本在住の方に限ります。